



2026年2月25日

各位

会社名 コーナン商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 疋田 直太郎
(コード7516 東証プライム)
問合せ先 常務取締役上席執行役員 成田 幸夫
(TEL. 06-6397-1622)

**(訂正)「アレザホールディングス株式会社(証券コード:3546)の株券等に対する
公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ**

コーナン商事株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2026年2月12日付「アレザホールディングス株式会社(証券コード:3546)の株券等に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」(2026年2月18日付「(訂正)「アレザホールディングス株式会社(証券コード:3546)の株券等に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。)(以下「2026年2月12日付プレスリリース」といいます。))において公表しましたとおり、アレザホールディングス株式会社(証券コード:3546、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。))プライム市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式の全て(但し、本新株予約権(「本新株予約権」の定義については、2026年2月12日付プレスリリースの「2. 買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」をご参照ください。)の行使により交付される普通株式を含み、対象者が所有する自己株式及び株式会社バローホールディングス(以下「バローホールディングス」といいます。)が所有する本不応募合意株式(「本不応募合意株式」の定義については、2026年2月12日付プレスリリースの「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」をご参照ください。)を除きます。以下「対象者株式」といいます。)及び本新株予約権の全てを対象とする、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2026年2月13日より開始しております。

今般、公開買付者が公正取引委員会から2026年2月19日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2026年2月20日に受領したことに伴い、2026年2月13日付で提出いたしました公開買付届出書(その後訂正された内容を含みます。)及びその添付書類である2026年2月13日付公開買付開始公告(以下「本公開買付開始公告」といいます。))につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するために、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を本日付で関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、2026年2月12日付プレスリリース及び本公開買付開始公告の内容の一部を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 2026年2月12日付プレスリリースの変更
2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

II. 本公開買付開始公告の変更

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付において、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しな

い場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付において、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからりまでに掲げる事実」に準ずる事実とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以 上